

議案第四十二号

井土川河川災害関連工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり井土川河川災害関連工事請負契約の締結についての議決（平成二年三月二十八日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年四月二十六日

三朝町長 安田真一郎

平成二年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「四一、七一五、〇〇〇円」を「四一、八七〇、五三〇円」に改める。